

東京大学総合図書館規則

制定 平成16年 4月 1日 東大規則第143号
改正 平成18年 3月31日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第6条第4項の規定に基づき、東京大学総合図書館（以下「本館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本館は、本学における研究及び教育に資するため、図書館資料を収集し、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、運営することを任務とする。

2 本館は、東京大学附属図書館基本規則第4条第2項に定める附属図書館長の行うべき総合的運用の事務を担当する。

(組織)

第3条 総合図書館長は、本館の管理及び運営を総括する。

第4条 本館の事務を処理するため、事務部を置く。

2 事務部の組織については、別に定める。

(総合図書館運営委員会)

第5条 本館の運営に関する重要事項を審議するため、総合図書館運営委員会を置く。

2 総合図書館運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(図書館資料)

第6条 本館に、第2条に定める任務を達成するため、図書、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料を備える。

第7条 本館に、図書館資料の目録並びに本規則及び利用規則を置き、本館利用者の利用に供する。

(施設)

第8条 本館に次の施設及び設備を置く。

- (1) 各種閲覧室
- (2) 書庫
- (3) 閲覧個室及び演習室
- (4) 複写施設
- (5) 前各号に掲げたもののほか、本館の任務を達成するために必要な施設及び設備

2 前項の施設又は設備の運用については、別に定める。

第9条 本館内に、本学の学部、研究科又は附置研究所に附属する施設を置くことができる。

(利用)

第10条 本館は、次の閉館日を除き、毎日開館する。

- (1) 毎月第4木曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 館長は、必要があると認める場合には、臨時に開館又は閉館することができる。

第11条 本館の利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 本学の教員であつた者
- (4) その他館長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、図書館資料の閲覧を目的とする場合、本館を利用することができる。

- (1) 本学の職員であつた者
- (2) 本学学部の卒業者及び本学大学院の修了者
- (3) その他一般利用者

3 試験期間中において閲覧室が非常に混雑している等、本学の研究及び教育に支障をきたすおそれがある場合においては、図書館資料の閲覧利用を制限することができる。

第12条 本館の利用者は、別に定める利用規則に従わなければならない。

2 前項の利用規則に著しく違反した者に対しては、本館利用を停止又は禁止することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京大学総合図書館規則（昭和 40 年 5 月 18 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。